

中野区教育委員会会議録 平成22年第5回臨時会

○開会日 平成22年11月22日(月)

○場 所 中野区教育委員会室

○開 会 午後7時11分

○閉 会 午後8時40分

○出席委員(5名)

中野区教育委員会委員長	飛鳥馬 健 次
中野区教育委員会委員長職務代理	山 田 正 興
中野区教育委員会委員	高 木 明 郎
中野区教育委員会委員	大 島 やよい
中野区教育委員会教育長	田 辺 裕 子

○出席した事務局職員(7名)

教育委員会事務局次長	合 川 昭
副参事(教育経営担当)	白 土 純
副参事(学校再編担当)	吉 村 恒 治
副参事(学校教育担当)	古 屋 勉
指導室長	喜 名 朝 博
副参事(生涯学習担当)	飯 塚 太 郎
中央図書館長(統括)	小谷松 弘 市

○担当書記

教育経営分野	落 合 麻理子
教育経営分野	仲 谷 陽 兵

○会議録署名委員

委員長	飛鳥馬 健 次
委 員	大 島 やよい

○傍聴者数 0人

○議事日程

〔議決案件〕

日程第1 第41号議案 中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正手続き
について

日程第2 第42号議案 中野区教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正に係
る意見について

日程第3 第43号議案 中野区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例に係る
意見について

〔事務局報告事項〕

(1) 目標体系等見直し方針案について（教育経営担当）

〔協議事項〕

(1) 教育委員会の権限に属する事務の補助執行等について（案）

中野区 教育委員会
第5回臨時会
(平成22年11月22日)

午後 7 時 1 1 分開会

飛鳥馬委員長

こんばんは。

ただいまから教育委員会第 5 回臨時会を開会いたします。

本日の出席状況は、全員出席でございます。

本日の会議録署名委員は、大島委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりでございます。

それでは、日程に入ります。

<議決案件>

<日程第 1 >

飛鳥馬委員長

日程第 1、第 41 号議案「中野区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正手続について」、上程をお願いします。

副参事（教育経営担当）

第 41 号議案「中野区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正手続について」、ご説明いたします。

本議案につきましては、本年 10 月 12 日に特別区人事委員会勧告がございまして、この勧告に伴い、中野区立幼稚園教育職員の給与改定等について関係規定の整備を行う必要があるというものでございます。

本議案の議決後、条例の一部改正について区長に対して議案提出の依頼を行うものでございます。

この改正条例でございますが、第 1 条及び第 2 条から成っております。議案は、第 1 条、それから別表第 1 の後に第 2 条、それから一部改正条例の附則という構成になってございます。

新旧対照表をごらんいただきながら説明をさせていただきます。

まず、第 1 条の改正案でございますが、平成 22 年 12 月及び平成 23 年 3 月に支給する期末手当・勤勉手当の支給月数の改正及び給料表の改正、それから、条例本則の附則の改正を内容とするものでございます。

第 27 条第 2 項の部分でございますが、期末手当の額を算出するに当たりまして、職員の給与月額に乗じる割合を「100 分の 25」から、3 月に支給する場合においては「100 分の 10」

に改めるものでございます。

また、ただし書きの部分でございますけれども、第10条の規定に基づき、管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額でございますが、この額を算出するに当たりまして、職員の給与月額に乗じる割合を、3月に支給する場合について「100分の25」を「100分の10」に改めるものでございます。

また、第27条第3項でございますが、再任用職員に対する前項の規定の適用につきまして、前項中、すなわち第2項中でございますが、「100分の10」とあるのを「100分の5」と改めるものでございます。

また、第30条第2項でございますが、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額の限度額を定めるものでございますけれども、前項の職員の給与月額に乗じる割合を「100分の70」から、6月に支給する場合においては「100分の70」、12月に支給する場合においては「100分の65」に改めるものでございます。また、その括弧内の、第10条に基づき管理職手当の支給を受ける職員については「100分の90」と定めていたところを、6月に支給する場合においては「100分の90」、12月に支給する分については「100分の85」と改めるものでございます。

また、同条第3項、再任用職員に対する前項の規定の適用につきまして、同項中「100分の65」とあるのは「100分の30」と、「100分の85」とあるのは「100分の40」という規定を追加するものでございます。

それから、左側の欄の一番下になりますけれども、別表第1の改正につきましては、A4横の別表第1の新旧対照表のとおり改正を行うものでございます。

また、附則の部分でございますけれども、附則の第5条でございます。これにつきましては、地域手当に関する経過措置を定めるものでございますけれども、地域手当が本則化されるということに伴いまして、第5条は削除するものでございます。第5条の削除に伴いまして、現行第6条ですが、条の番号を繰り上げて第5条ということで、左側に第5条「委任」の規定が置いてございます。

また、右側をごらんいただきたいと思います。平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特別措置を定める第7条でございますけれども、これは特例措置ということで今回削除するものでございます。

それから、第2条による改正案の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。この第2条による改正案は、平成23年度以降に支給する支給月数の改正を行うものでございます。

まず、第27条、期末手当の規定の改正でございます。同条第2項の期末手当の額を定めるに当たりまして、職員の給与月額に乗じる割合ですが、3月に支給する場合においては「100分の10」と定めていたものを「100分の25」に、6月に支給する場合においては「100分の120」と定めていたものを「100分の115」に、12月に支給する場合においては「100分の130」と定めていた割合を「100分の120」にそれぞれ改めるものでございます。

また、同条ただし書き中、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額を算出するに当たりまして、3月に支給する場合において「100分の10」と定めていたものを「100分の25」に、6月に支給する場合において「100分の100」と定めていたものについて「100分の95」に、12月に支給する場合において「100分の110」と定めていたものを「100分の100」にそれぞれ改めるものでございます。

また、同条第3項につきまして、再任用の職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の25」とあるのは「100分の10」と、「100分の115」とあるのは「100分の65」と、「100分の120」とあるのは「100分の70」と、「100分の95、12月に支給する場合においては100分の100」とあるのは「100分の55、12月に支給する場合においては100分の60」とそれぞれ改めるものでございます。

それから、第30条の期末・勤勉手当の改正でございます。勤勉手当の額の総額を定めるに当たりまして、職員の給与月額に乗じる割合を、「6月に支給する場合においては100分の70、12月に支給する場合においては100分の65」と定めていたところを「100分の67.5」と改め、また、括弧内でございますけれども、「第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては、6月に支給する場合においては100分の90、12月に支給する場合においては100分の85」を「100分の87.5」に改めるものでございます。

また、同条第3項でございますけれども、再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の67.5」とあるのは「100分の32.5」と、「100分の87.5」とあるのは「100分の42.5」と改めるものでございます。

一部改正条例の附則の部分でございますが、施行期日でございます。第1項につきましては、第(1)号、第(2)号、第(3)号、それぞれ定める日に施行するものでございます。

第2項につきましては、給料表の改定に伴いまして、昇給等による号給の対応関係に変更がある場合に、号給の調整ができる旨を規定するものでございます。

第3項につきましては、平成23年3月に支給する期末手当に関する特例措置を定めるものでございます。これにつきましては、人事委員会勧告に伴いまして、マイナスの勧告で

ございましたので、そのマイナスの勧告文を3月の支給の期末手当から減じるといった内容でございます。

それから、第4項でございますけれども、平成22年4月1日から平成23年3月1日までの間において、他の特別区の職員であった者、その他の人事委員会が定める職員等の所要の調整について前項の読みかえ規定を定めるものでございます。

第5項につきましては、育児短時間勤務の承認を受けた職員の平成23年3月に支給する期末手当の額について、所要の調整を人事委員会が定める旨の規定でございます。

第6項については、人事委員会に対する委任の規定でございます。

ご説明は以上でございます。

飛鳥馬委員長

それでは、ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いします。細かいことがたくさんあるのですけれども、どうでしょうか。

大島委員

要するに、人事委員会の勧告があったので、それに従うように今回給与を改定すると。そのための法の整備だということだと思うのですけれども、人事委員会勧告の中身としては、減額しなさいというようなことなのではないでしょうか。その辺を。

副参事（教育経営担当）

特別区人事委員会の勧告の内容でございますが、まず、月例給与の引き下げ、これは0.3%の引き下げの勧告でございます。期末・勤勉手当については0.2カ月分引き下げて、現行の4.15カ月分を3.95月分に引き下げるという内容でございます。そのほか、地域手当の支給割合の見直しということで、現行の17%から18%に引き上げということで、これにつきましては、18%が本則でございますので、先ほどの附則の削除といった内容になって反映してくるものでございます。

また、幼稚園教育職員の給与制度について、新たな給料表を策定するという内容もございますけれども、これについては条例の改正を来年の第1回定例会で行う予定でございますので、今回の給与条例の一部改正の内容にはなってございません。

飛鳥馬委員長

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

山田委員

第27条の関係の第5条ですか、改正案では、「経過措置は、教育委員会規則で定める」と

いうことの記載がございますね。後ろのほうで見ます附則のところの5条、6条は「人事委員会が定める」ということになっています。人事委員会というのは区の人事委員会というものの理解でよろしいのですか。

副参事（教育経営担当）

ここで人事委員会と言いますのは特別区人事委員会でございます。

山田委員

特別区人事委員会が定めるものに従ってということで、第5条、第6条についてはそれに準じていくということによろしいですね。

副参事（教育経営担当）

特別区人事委員会が定めるものに従ってということでございます。

山田委員

わかりました。

飛鳥馬委員長

よろしいでしょうか。

それでは、質疑がございませんようですので、質疑を終結いたします。

それでは、挙手の方法によって採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第41号議案を原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員賛成）

飛鳥馬委員長

全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。

それでは、次に、日程第2、第42号議案「中野区教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正に係る意見について」を上程いたします。

なお、教育長は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第17条第3項の規定により、自己に関する案件については会議に出席できないことになっております。ただいま上程しました議案はこの規定に該当しますので、教育長はここで退席をお願いいたします。

（教育長退席）

飛鳥馬委員長

それでは、議案の説明をお願いします。

副参事（教育経営担当）

それでは、第42号議案「中野区教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正に係る意見について」、ご説明いたします。

本議案につきましては、平成22年11月19日付で、中野区長から、中野区教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正に係る意見聴取についての依頼が教育委員会あてにございました。特別区の報酬等につきましては、中野区特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、給料月額及び期末手当の支給月数を改定したことに伴いまして、これとあわせて、教育委員会教育長の給与についても同様の措置を講じたいということでございます。

議案の説明でございますけれども、2枚目の裏面の新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。

第2条で教育長の給料月額を定めてございますけれども、84万9,800円から84万7,200円に改めるものでございます。これは、特別職報酬等審議会の答申どおりということでございます。

それから、第5条の期末手当の額でございます。6月に支給する場合の計算の基礎の額でございますが、「100分の147」を「100分の140」に改めるものでございます。また、12月に支給する場合においては、「100分の152」を「100分の144」に改めるものでございます。これは、いずれも区長、副区長の割合に準じたものでございます。

それから、附則の第12項でございますが、平成23年3月に支給する期末手当に関する第5条第2項の規定の適用については、同項中「100分の24」とあるのは「100分の14」とするという規定を追加するものでございます。これについては期末手当の調整に関する規定でございます。

附則でございますけれども、施行日を定めるものでございますが、1号、第5条第2項の改正規定は公布の日、2号、第2条の規定及び附則に第1項を加える改正規定は平成23年1月1日から施行するという内容でございます。

説明は以上でございます。

飛鳥馬委員長

それでは、ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いします。

大島委員

附則の12に関することなのですが、その前の第5条のところで、3月に支給する場合、100分の24に改めるという条文があるわけですが、附則の12のところで、平成23年3月に支給する期末手当は100分の14というふうに少なくなっているようなのですが、

これの理由の説明をもう1回お願いします。

副参事（教育経営担当）

これにつきましては、本来ですと、100分の24を3月分として支給するというございですが、今年度については、人事委員会の勧告で引き下げ勧告といった内容になってございますので、それにあわせて特別職の報酬等審議会で審議をして、その引き下げ分の調整を図るという規定でございます。

飛鳥馬委員長

ほかはどうでしょうか。

山田委員

特別職の給与については、報酬等審議会のほうで審議をした意見が出されてこういうふうになられていると思うのですけれども、漏れ聞くところによりますと、中野区の特別職は23区の中でも非常に低い数字にあるということがある程度知られていると思うのです。それでもなおかつ、特別職の人事委員会の勧告があつて、この審議会で意見を調整した結果、引き下げざるを得ないという結果ということで理解してよろしいのでしょうか。

副参事（教育経営担当）

そのとおりでございます。

山田委員

もう1点、よろしいですか。

やはり景気が低迷しているということは事実だと思うのですけれども、余りにも毎回毎回引き下げということになりますと、将来ますます厳しいことになるのではないかなということが危惧されるのですが、審議会でそういったことの審議は十分尽くされたというふうに考えてよろしいでしょうか。

副参事（教育経営担当）

報酬等審議会での答申でございますけれども、そういった点も踏まえて審議した結果というふうに考えております。

飛鳥馬委員長

ほかはよろしいでしょうか。

それでは、質疑がございませぬので、質疑を終結いたします。

それでは、挙手の方法によって採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第42号議案を原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします

す。

(全員賛成)

飛鳥馬委員長

全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。

(教育長着席)

<運営について>

飛鳥馬委員長

それでは、運営についてに移ります。

次の日程第3、第43号議案「中野区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例に係る意見について」と事務局報告事項と協議事項につきましては、いずれも関連する内容ですので、まず、先に事務局から報告を受け、報告事項についての質問をお受けした後、議案の審議と協議を行いたいと思います。

<事務局報告事項>

飛鳥馬委員長

それでは、最初に、「目標体系等見直し方針案について」の報告をお願いします。

副参事（教育経営担当）

それでは、お手元に「目標体系等見直し方針案について」という資料がございますので、ごらんいただきながら説明をしたいと思います。

中野区でございますが、「新しい中野をつくる10か年計画（第2次）」を定めまして、最も効果的、効率的に実現していくということが重要な課題になってございますが、一昨年からの世界的な経済不況の影響から、歳入の見通しについては、平成23年度以降も極めて不透明な状況のままとなっております。そこで、今後5年程度の財政状況を予測しまして、中期的な視点を持ちながら、確実な進行管理を図っていくこと、また、区政の目標体系のあり方や組織運営、内部管理の仕組み、人材育成について十分な検討・改善を進めて、事業を最大限効率的に達成していくということが求められてございます。

そこで、本年9月に示しました「目標体系等の見直し検討のための指針」によりまして全庁的に検討いたしまして、この「目標体系の見直し方針案」を定めてございます。具体的には、1以降でございますけれども、1では、「持続可能な財政力の確保策の確立」ということで、5年間の財政基盤の推移等を見ながら、平成23年度の財政運営の考え方を示すことにしております。

2の「区政の重要課題への対応」でございますけれども、12の重要項目を定めまして、これらに取り組むということにしております。この中で教育委員会に関連してくる内容としまして、(5)の「多様な子育て施設による保育・幼児教育環境の整備」、あるいは(6)の「地域ぐるみで支える子どもと家庭」、(8)の「健康づくりの推進」でございます。それぞれ「めざす姿」、あるいは「主な取組み等」について記述しております。

それから、3の「新たな目標体系による部門の考え方」でございます。教育委員会につきましては、(3)の「教育と子育て支援を担う部門」ということで、ここでは「(仮称)子育て教育部」となっておりますけれども、教育委員会事務局も含めた形で設置をしていくということでございます。部門の考え方としては、新生児から成人までのおのこのライフステージをトータルにとらえるとともに、従来の子育て支援と教育委員会の機能をあわせ持つことによって、積極的・効果的な行政運営を担っていくといった考え方でございます。

主な事業としてそこに掲げてございますけれども、その後さらに検討を進めた結果、(仮称)子育て教育部については、子育て支援、保育園・幼稚園運営、あるいは幼児教育研究等、区政目標を一つにして組織的に教育委員会事務局と密接に関係を保って進めていくということになってございます。ここで言う地域子ども家庭支援とか出産・育児支援につきましては地域支えあい推進室の所管ということになってございまして、修正がございまして、また、図書館運営につきましては、その次の(4)の「健康・福祉・生きがいを担う部門」、(仮称)健康生きがい部でございますけれども、そちらのほうにスポーツ・生涯学習という形で教育委員会から移管していくという方向で検討が進められてございます。したがって、図書館運営であるとか、歴史民俗資料館の運営、その他社会教育施設、スポーツ施設につきましては、こちらの(仮称)健康生きがい部のほうに事務を移管していくという方向になってございます。それにつきましては、生涯学習やスポーツなど区民の活動につきましては、「10か年計画(第2次)」で定めます戦略4に基づいて、(仮称)健康生きがい部のほうで一体的に進めていくのが適当であるというふうに考えまして、そういった方向が検討されているところでございます。

あと、(6)の「経営本部」でございます。7ページでございますが、④の(仮称)地域支えあい推進室でも子育て関係について所管していくということにございますけれども、ここではすこやか福祉センターが地域で展開する子ども施設関係について所管をしていくとともに、地域子ども家庭支援センターも統括していくということになってございます。

それから、4の「事業の検証・見直し」といったところについては、事業改善方針に基づきまして、事業の必要性・有効性・公平性等、あるいは事業の効率的な実施の観点から事業の検証、見直しを実施していくことにさせていただきます。

最後でございますけれども、教育センターの研修室等の夜間貸し出しの取りやめ等を行っていくというものでございます。

スケジュールにつきましては、12月5日に目標体系等見直し方針案、主な取り組みを区報、ホームページに掲載し、公表するとともに、15日まで意見募集をしていく。それから、12月9日に区民意見等の聴取を区民と区長との対話集会で行っていきまして、12月下旬には目標体系等見直し方針を決定するというスケジュールになってございます。

ご説明は以上でございます。

飛鳥馬委員長

それでは、質問がありましたらお願いします。

高木委員

(3)の「教育と子育て支援を担う部門」の説明の中で、(仮称)子育て教育部が教育委員会事務局も含めたというご説明だったのですが、考え方として、その子育て教育部の中に教育委員会事務局とそれ以外を担う部分があるような考え方なのか、それとも、教育委員会事務局が地教行法で想定したものを少しワイドにやっけて子育て部門を含めるのか、どちらなのでしょう。

副参事(教育経営担当)

私の説明がちょっとわかりにくくて大変申しわけございません。組織的には、(仮称)子ども教育部については区長部局に置くということで、教育委員会事務局とは組織は別ですが、区政目標体系上は、一つの目標に向かって密接に連携協力していくというふうにつくっていくというのが、現在検討を進めている中での到達点でございます。

飛鳥馬委員長

教育長。

教育長

高木委員がおっしゃるように、教育委員会の組織と事務というか所掌事項については地教行法できちんと定められていますので、それ以外の事務を執行するというのは、いろいろ手法はあるのですが、かなり特別な仕組みをつくらないとできないことになっているのです。それで、今の区の中での検討では、子育て教育部というのを区長部局につく

りまして、主には、子ども家庭支援センターと子ども総合相談窓口でいろいろな福祉的なサービスを提供していますので、それと、保育園・幼稚園を担当している部署があるのですけれども、その事務については職員に兼務を発令して、実態上は教育委員会と子ども家庭部の仕事が一体的にできるような形で運営をしていくと考えています。多分、次長が子ども家庭部長を兼務する形で、実態的には一緒にやるけれども、組織上といいますか、法律上の中では2本の組織があるというふうな形になります。表向きは、区民の方にわかりづらいので、その辺はきちんと1本でやれるような組織の名前ですとかということは考えていきたいと思っています。

高木委員

そういう構造ですと、区民に向けては子育て教育部というのはイコール教育委員会事務局という形なのだけれども、法令上は別なので、我々教育委員はその部分については監督権がないといいますか、区民サイドから言うと、「教育委員会でやっているんでしょ」と言われながら、実態は別として、我々は組織上、法令上は手が出せないようなシステムという理解でよろしいのですか。

教育長

先ほど言いましたように、教育委員会が所掌している事項というのは法律で決まっていますから、議決をしていただく、意思決定をする場面というのは地教行法に定められた事項しかできない。今でもそうですけれども、ただ、今想定しているのは、子ども家庭部にいる課長級の職員も兼務の発令をしますから、教育委員会に出席をしていろいろ議論していただくということも考えていますので、子育て施策と教育の議論を一緒にしていただくというのは当然考えられるというふうに考えています。

飛鳥馬委員長

山田委員、どうですか。

山田委員

議論をすることはやぶさかでないのですけれども、議決権がない議論ということが多々あるではないですか。それは多分、区民側にとっては、「教育委員会では何をやるんですか」というところの視点がぼけてきてしまうような気がするのですね。「あれだけディスカッションしたのに何も決まらなかったのですか」というときに、私たちの立場としては非常に難しい立場に迫いやられる可能性がある。今でも、特に就学前のことについては区民からいろいろとご要望があるけれども、我々ができることとできないことというのは今はかなり

分かれていると思うのですけれども、今後これだけのものを中に入れ込んでくるとなると、その辺については私たちが議論をすることは別にいいのですけれども、それがきちんとした実になってこなければ、議論したことの結果として、このP D C Aということをおっしゃるのであれば、その辺が難しいような結果にはならないのかどうかはちょっと危惧するところではあります。

教育長

本当の意思決定というのは、何て言ったらいいのでしょうか、教育委員会が議決できるものというのは子ども家庭部の仕事ではない部分についてです。

飛鳥馬委員長

休憩します。

午後 7 時 5 2 分休憩

午後 8 時 1 3 分再開

飛鳥馬委員長

再会します。

< 日程第 3 >

飛鳥馬委員長

それでは、日程第 3、第 43 号議案「中野区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例に係る意見について」を上程します。

では、議案の説明をお願いします。

副参事（教育経営担当）

それでは、第 43 号議案についてご説明いたします。

まず、提案理由のところにあるように、本議案については、教育に関する事務のうちスポーツ及び文化に関する事務を区長が管理し及び執行する必要があるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条に基づき、区長から意見を求められたものでございます。

議案の内容についてでございますが、「中野区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例に係る意見について」でございます。中野区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定に当たり、区長から意見を求められた別紙条例案について同意しますというのが内容でございます。

その条例でございますけれども、2 枚目をごらんいただきたいと思います。中野区教育

に関する事務の職務権限の特例に関する条例でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2第1項に基づき、次に掲げる教育に関する事務は区長が管理し、及び執行することとする。第1号「スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）」、第2号「文化に関すること（文化財の保護に関することを除く。）」でございます。附則で、この条例は平成23年4月1日から施行するといった条例の内容でございます。

以上でございます。

飛鳥馬委員長

それでは、ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いします。

高木委員

ここの条例の文言だけですと非常に広範囲で、ちょっとぴんとこない部分があります。例えば「スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）」という部分と、文化に関すること（文化財の保護に関することを除く。）」というところの中で、具体的に大体こんな内容が補助執行されるのだよというのをちょっとご説明いただきたい。

副参事（教育経営担当）

これは、補助執行というわけではなくて、これらの事務について包括的に区長が管理し、執行するものとするという条例でございます。スポーツに関すること、文化に関すること、この括弧書きの部分を除いてすべて区長が管理し、執行する事務に移管をするということでございます。ただし、権限自体が移るわけではございませんので、権限については教育委員会のほうに留保されるというものでございます。

具体的に言いますと、スポーツに関することと、一部、権限が留保されるために補助執行すべき事務がございます。スポーツ体育施設の管理執行、具体的にはスポーツ施設の運営等についての事務が区長の管理・執行権限になると。それから、文化に関することと、図書館であるとか歴史民俗資料館等の社会教育施設の運営権限、あるいは運営に関する事務ということが区長の管理執行する事務ということになるということでございます。

飛鳥馬委員長

よろしいでしょうか。

高木委員

済みません。補助執行というのと混同してしまいました。

ここの特例になった場合に、そもそも論で言うと、例えば体育館を建てかえるとか、図

書館を建てかえるとか、統合するとか、そういう根源的な場合は教育委員会のほうでも議論するのですか。それとも、そういうことも含めて区長部局のほうに預ける形になるのでしょうか。

副参事（教育経営担当）

体育館等のスポーツ施設に関するものでございますけれども、財産としては、教育財産から行政財産になるといった点で、教育委員会規則で定める当該部分については区長の制定する規則によるといったところでございます。そのほかについては、教育委員会の権限で定める、その教育委員会の規則によるというところでございますので、全く教育委員会の議論をいただかなくてよいということではございません。

飛鳥馬委員長

よろしいですか。

山田委員

もう一度、行政用語だと思うのですが、教育委員会に留保されるということの「留保」というのはどういうことになるのか。その辺の解釈が私たちちょっとよくわからないのです。

副参事（教育経営担当）

教育委員会の権限のまま残されるということでございますが、事務については区長が管理・執行しますけれども、根本的な地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第23条で定められている教育委員会の権限について、区長のほうに移るわけではないということでございます。

山田委員

そうすると、この4月1日以降は区長が管理し、執行することになるのですけれども、また必要に応じてこちらに戻していただくようなこともできなくはないわけですね。当然のことながら。

教育委員会事務局次長

特例条例を廃止すれば、当然、もともとの固有の権限になりますので。

山田委員

わかりました。

飛鳥馬委員長

では、休憩します。

午後 8 時 2 3 分休憩

午後 8 時 3 0 分再開

飛鳥馬委員長

では、再会します。

高木委員

管理が動くものについては十分理解をいたしました。先立って、目標体系等見直し方針案をご説明いただいたところですが、私の理解ですと、本来生涯学習というのは、オギャーと生まれてから墓場に入るまで全部が生涯学習だという理解をしております。ただ、目標体系等見直し方針案にあるように、その中から二十未満を切り離してというか区切って、そこだけをなるべく区民の方にはわかりやすく一体的にやろうという趣旨には賛成をするところでございます。

以上です。

飛鳥馬委員長

ほかはいかがでしょうか。

山田委員

先ほど説明いただきました今回の目標体系の見直しのところで、今、高木委員もおっしゃっていましたが、いわゆる子育て教育部というのと健康生きがい部ということで、健康生きがいということになっているので、「生きがい」ということの幅、広い意味では、その「生きがい」の中に、生涯の学習であったり、スポーツであったりということの理解でいいのではないかと思うのですが、ただ、私たちも、今後も生涯学習ということについては私たちの中でもいろいろ議論しなければいけないことも出てくるのではないかなと思うので、その点は忘れないようにしていかなければいけないのかなと思います。

飛鳥馬委員長

ほかはいかがでしょうか。

教育長

今回、区全体の政策を推進するために、スポーツに関することと文化に関することというのを区長部局で一体的に運営することによって区民サービスがより充実するという目的で、教育委員会から区長部局のほうに移管することなのではございますけれども、その事務については、基本的には地教行法に基づく事務であるということと、今、山田委員がおっしゃいましたように、生涯学習、生涯スポーツの一部には学校教育のスポーツ・文化行政とい

うことも入っていますので、区長部局とよく連携をしながら、事務が執行できるようにこれから事務局としても努力していきたいと思っています。

飛鳥馬委員長

ほかはよろしいですか。

それでは、質疑がございませんようでしたら質疑を終結いたします。

それでは、挙手の方法によって採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第43号議案を原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

飛鳥馬委員長

全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。

以上で、議決案件の審査は終了しました。

<協議事項>

飛鳥馬委員長

次、協議事項に移ります。

協議事項ですが、「教育委員会の権限に属する事務の補助執行について」の協議を進めたいと思います。

説明をお願いします。

教育委員会事務局次長

済みません。きょう、ご協議をいただくということで、教育委員会の権限に関する事務の補助執行等についてのご提案をさせていただいて、ご協議をいただくというふうに思ったのですが、もう少し事務局として整理をさせていただいた後ご協議をしていただくかなということで、きょうこの議題に関しては取り下げをさせていただくということで、申しわけありませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

飛鳥馬委員長

それでは、今、次長のほうから説明がありましたように、教育委員会の権限に属する事務の補助執行につきましては、後日また提案いただいで協議するということですが、それで異議がないでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

飛鳥馬委員長

それでは、後日また提案されると思いますので、事務局のほうで準備をお願いします。

ほかに何かございますか。よろしいですか。

以上で、本日の日程を終了いたします。

これをもちまして、教育委員会第5回臨時会を閉じます。ご苦労さまでした。

午後8時40分閉会